

笠松競馬きゅう舎関係者の税務申告漏れ 事案と再発防止策について

令和3年7月9日

岐阜県地方競馬組合

1 事案関係

(1) 事案の概要について

岐阜県地方競馬組合（以下「競馬組合」という。）では、令和2年6月、令和3年1月に判明した競馬法違反、所得税の申告漏れ等の不適切事案を踏まえ、令和3年4月21日に「笠松競馬の信頼回復に向けて」を策定・公表し、関係者を挙げて再発防止策の実行に着手した。

その一環として5月20日に開催した税務署職員による「税に関する研修会」を機に、多くのきゅう舎関係者が、攻め馬手当や協賛レースの協賛金などの収入について、申告漏れの可能性があることが判明した。

(2) 調査等について

外部有識者による笠松競馬運営監視委員会に諮るとともに、競馬組合の管理者及び副管理者による最高運営会議で協議のうえ、まずは、必要な修正申告を確実、かつ、6月中を目途に行うよう促すこととした。

そのため、競馬組合は、税務申告に不慣れなきゅう舎関係者向けに、名古屋税理士会岐阜南支部に協力を依頼し、税理士による税務相談会を6月中に6回開催した。

そして、きゅう舎関係者全員から申告書の写しの提出を受け、その内容を確認のうえ、必要に応じて競馬組合や運営監視委員会による聞き取り調査を実施した。

(3) 判明した事実について

今回の再調査により、修正申告をした者は81名であった。

修正申告の理由は、攻め馬手当、協賛レースの協賛金等の収入の修正（81名）、必要経費の修正（36名）で、修正した金額の合計は1億1,406万円（追徴税額946万円）であり、内訳は以下のとおりであった。

<修正申告者> 合計：81名

	対象者	修正申告者	修正申告不要
調教師	16名	4名	12名
騎手	10名	10名	0名
きゅう務員	88名	67名	21名
合計	114名	81名	33名

<修正した金額> 合計：1億1,406万円

	~100万	~500万	~1,000万	1,000万超	合計
調教師	1名	2名	1名	0名	4名
騎手	3名	5名	1名	1名	10名
きゅう務員	52名	13名	1名	1名	67名
合計	56名	20名	3名	2名	81名

<修正した年数>

	1年	2年	3年	4年	5年	合計
調教師	0名	0名	0名	0名	4名	4名
騎手	2名	2名	0名	1名	5名	10名
きゅう務員	13名	28名	25名	0名	1名	67名
合計	15名	30名	25名	1名	10名	81名

2 きゅう舎関係者の処分

今回の再調査により修正申告を行った81名と、令和3年4月21日の「笠松競馬の信頼回復に向けて」の公表時点に修正申告をしていた3名の合計84名について、意図的ではなかったと認められるものの、競馬組合の調査により申告漏れが判明したとの事実を踏まえ、猛省を促すとともに、今後の適正な納税に向けた意識喚起を図るため、以下のとおり処分する。

【処分内容】

	口頭注意	文書注意	訓告	
追徴税額等	還付	100万未満	100万以上	合計
調教師	0名	3名	4名	7名
騎手	1名	7名	2名	10名
きゅう務員	4名	63名	0名	67名
合計	5名	73名	6名	84名

【処分理由】

きゅう舎関係者は、一般社会から信用を失墜させることのないよう努めるべきであること。

日頃からの帳簿作成漏れ、必要経費の認識不足などの過失又は無知が原因であり、意図的ではなかったと認められるものの、競馬組合の調査、指導により所得の申告漏れが判明したこと。

※上記を踏まえつつ、追徴税額の多寡、還付となる場合を考慮するものとする。

3 新たな再発防止策（追加対策）

笠松競馬の再始動には、新たに強化した新組織体制のもと、過去の不適切事案を全て明らかにし、厳正な処分と的確な再発防止策の策定・履行により、過去の笠松競馬から決別することが求められる。

そして、考えうるあらゆる手段を用いて、着実に再発防止策に取り組むとともに、新たな不適切事案の発生の芽は早期に摘んでいくことで、新生 笠松競馬 を実現していく。

（1）法律順守の徹底（過去の不適切事案の根絶）

税務申告などの手続きに不慣れな者が多数いることから、必要な支援の継続的な実施や、定期的な公正確保を学ぶ研修会の開催などを通じ、法律順守を徹底し、法に背く行為を行った場合には競馬組合として厳正な措置を講じる。

そして、今後、過去の不適切事案が明るみになった場合は、その関係者を笠松競馬に今後一切関与させない措置を取る。

- 税務申告にあたっては、税理士会との連携による税務相談窓口（相談会）の設置
- 現在、現金支払いの攻め馬手当（馬の調教手当）を銀行振込にするなど、現金取引から口座振替への変更
- 所得税の申告漏れや馬券購入、情報提供・金員の授受の有無を確認するとともに、回答の内容に偽りがあった場合は如何なる重い処分も受け入れるとの確認書を徴取
- 新たに笠松競馬に関わることとなった者から、各種法令を遵守することの誓約書を徴取

(2) 競馬関係者の意識改革・監理体制の強化(新たな不適切事案の徹底防止)

不適切事案は、競馬関係者の法律への理解不足や倫理観の欠如により引き起こされていることに鑑み、意識改革のための研修を強化する。また、4月に策定した再発防止策を実施していく中で、より実効性を高め、かつ将来的な不適切事案を未然に防ぐ観点から、監理体制を強化する。

(倫理憲章の策定)

- 競馬関係者全体の規範となる倫理憲章の策定

(研修の強化)

- 警察や防犯協会等を講師とするSNS等のインターネットの取扱いや交友関係のあり方にかかる研修会の実施
- 賭博罪の処罰対象となる可能性のある海外で運営される賭博サイトを利用することがないように、文書により全きゅう舎関係者に注意喚起
- 競馬組合による社会通念上容認されないものを具体的に示す事例集の作成
- きゅう舎関係者による公正確保に関する行動計画の策定

(監理体制の強化)

- 競馬組合によるインターネット、SNS上の笠松競馬にかかる不適切な投稿等を業者に委託し監視を実施

(3) 競馬組合のガバナンス強化(不適切事案の芽の早期発見・対応)

岐阜県副知事を管理者とする新たな体制のもとで、ガバナンス強化に向けた仕組み、連絡・相談体制の強化を図り、確実に公正確保対策を実施していく。

また、新組織体制となった以降において、同様の不適切事案が生じた場合は、直ちにレースを自粛する。

- 管理者、管理者代行、運営監察監による定例会議の開催
- 管理者と運営監察監とのホットラインの開設
- 投稿等について、運営監視委員会に諮るなどした上で処理する仕組み（対応フロー）の構築